

訪問介護 介護予防・生活支援サービス事業(練馬区) 運営規程 別紙料金表

訪問介護費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。  
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

サービス内容	サービス時間	(単位数)	利用料(1回あたり)			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
			地域区分(1級地)単価 11.4円/単位			
身体介護	20分未満	163	¥1,858	186円	372円	558円
	20分以上30分未満	244	¥2,553	256円	511円	766円
	30分以上1時間未満	387	¥4,411	442円	883円	1,324円
	1時間以上	567	¥6,463	647円	1,293円	1,939円
	1時間を超えて30分を増すごとに	+82	¥934	94円	187円	281円
引き続き生活援助を行った場合、20分から計算し、25分ますごとに(3回の加算まで)		+65	¥741	75円	149円	223円
生活援助	20分以上45分未満	179	¥2,040	204円	408円	612円
	45分以上	220	¥2,508	251円	502円	753円

- \* 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合 上記単位数の25%増し
- \* 深夜(22:00~6:00)の場合 上記単位数の50%増し
- \* 訪問介護員2名派遣の場合 上記単位数 × 2

【その他加算】

名称	回数	(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	1月につき	+200	2,280円	228円	456円	684円
緊急時訪問介護加算	1回につき(身体介護について算定)	+100	1,140円	114円	228円	342円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき	+100	1,140円	114円	228円	342円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき	+200	2,280円	228円	456円	684円
高齢者虐待防止措置未実施減算		上記の訪問介護費総額に対して-1%				
1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数						
	加算区分	処遇改善加算の単位数	利用料(10割分)			
介護職員処遇改善加算	加算(Ⅲ)	介護報酬総単位数×5.5% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数×1単位の単価			
介護職員等特定処遇改善加算	加算(Ⅱ)	介護報酬総単位数×4.2% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数×1単位の単価			
介護職員等ベースアップ等支援加算		介護報酬総単位数×2.4% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数×1単位の単価			